

香取広域市町村圏事務組合長期継続契約を締結することができる契約を定める
条例施行規則

令和6年3月22日

規則第2号

香取広域市町村圏事務組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則（平成19年香取広域市町村圏事務組合規則第17号）の全部を改正する。

香取広域市町村圏事務組合における長期継続契約を締結することができる契約に関する事項については、香取市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則（平成18年香取市規則第54号）の規定の例による。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。